

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小・中学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



※本欄は、ガイドラインの求めと自治体の運用実態との乖離について、一般質問・議案等で指摘してきた論点を整理したものであり、個別事案の事実認定ではない。各項目末尾の「▶」は関連する一般質問ページへのリンク（SVQ版のみ有効）

- [illegible]

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事柄の発生報告） 男児：法第29条～第32条／女児（p.31～34）

- の場合、「学校の設置者」= 両教育委員会、「地方公共団体の長等」= 両市長（公立の場合）。

※1 本図は公立（市立）学校の場合。「学校の設置者」＝市教育委員会、「地方公共団体の長等」＝市長（公立の場合）

※2 起点1～3（青緑の太枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員・市教委・都教委）は、届いた申立て等を学校へつなく窓口。

※3 法23第1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

※5 英語の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」、「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長考へ報告する際に併せて提出される(④)。

そのほか『課題4』は、その中に『課題3』の同じ番号の項目がのびてこる。ソフトウェアとしての該当項目へ移動する（これは後述の）。

【出典】文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表／作成時に使用したファイル：20240830-mext_jidou01-1）

店員 (員 規則) 合計係 (納土の土)

心臓フロー（ロール別） 全体像（縮小のため）

1897年 (明治30年) 三井物産(株)設立

336275_3.pdf, 全67頁)。ペン表記は同ガイドラインの本文ページに对应。課題欄のリンク先: yasulakeyohai.com

地方官は、地方自治の推進に努むるべきである。

この文字は小さい。読みやすい

[illegible]